記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［略］	［略］	［略］
二　放射線管理記録 イ　使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	毎日作業中一回（法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合においては、貯蔵施設の記録にあつては毎日一回、貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週一回）	［略］
［ロ～ヌ　略］	［略］	［略］
三　保守記録 イ　令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等にあつては点検の状況を除く。）	毎日一回（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）	［略］
［ロ・ハ　略］	［略］	［略］
［四～八　略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8　［略］

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三　法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　［略］

（廃止措置として行うべき事項）

第六条　法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二　法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　工場又は事業所の名称及び所在地

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［同上］	［同上］	［同上］
二　放射線管理記録 イ　使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	毎日作業中一回（法第五十七条の六第二項の認可を受けた場合においては、貯蔵施設の記録にあつては毎日一回、貯蔵施設以外の施設の記録にあつては毎週一回）	［同上］
［ロ～ヌ　同上］	［同上］	［同上］
三　保守記録 イ　令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等にあつては点検の状況を除く。）	毎日一回（法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）	［同上］
［ロ・ハ　同上］	［同上］	［同上］
［四～八　同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8　［同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三　法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　［同上］

（廃止措置として行うべき事項）

第六条　法第五十七条の六第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

［条を加える。］